

# 令和4年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

阿 南 市

日頃は、阿南市税務行政の推進に格別の御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産の申告について、事業用資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の資産状況を資産所在地の市町村長に1月末日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに申告していただくことになっております。

つきましては、令和4年1月1日現在の所有資産の状況を、資産の多少、増減の有無にかかわらず、申告の手引を参考に作成の上、御提出ください。

## 申告期限 令和4年1月31日（月）

提出していただく書類について

- (1) 税務課窓口で直接申告される方  
申告書（提出用・控え用）及び種類別明細書等を御提出ください。
- (2) 郵送により申告される方  
申告書控え用に受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。不要の場合は、申告書（提出用）を郵送してください。

※ 個人申告者のみ本人確認を実施しております。  
本人確認の詳細内容は、別紙を御覧ください。  
なお、別紙については個人申告者のみお送りしております。

**※太陽光発電設備（パネル等）は、償却資産の申告対象です。**

詳しくは、14ページを御覧ください。

申告書の書き方は、10～13ページを御参照ください。

### 提出及び問い合わせ先

阿南市 総務部 税務課 固定資産税第二係

所在地 〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3

電 話 0884-22-1114（内線2241, 2242, 2243）

## 目次

1	償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	3
2	償却資産の申告について・・・・・・・・・・	P	5
3	税額等の算出方法について・・・・・・・・	P	7
4	国税との主な違い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P	8
5	調査協力をお願い 償却資産Q&A・・・・・・・・・・	P	9
	償却資産申告書の記入例・・・・・・・・	P	10
	固定資産税（償却資産）の申告についてのお知らせ	P	14
	業種別の主な償却資産・・・・・・・・	P	17

# 1 償却資産とは

## (1) 課税客体となる償却資産

固定資産税の課税客体である償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の資産（鉱業権、漁業権、特許権、その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

## (2) 償却資産の種類と具体例

種 類		該 当 資 産 の 例
1 構 築 物	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・側溝・緑化施設等の外構工事、広告塔、その他土地に定着する土木設備又は工作物など
	建物附属設備	家屋の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、その他屋外建築設備など 家屋の賃借人が家屋に施工した内装、内部造作、建築設備など
2	機 械 及 び 装 置	太陽光発電装置、建設機械、印刷機械などの各種産業用機械、その他物品の製造・加工・修理に使用する機械及び装置など
3	船 舶	貨物船、漁船、釣船、砂利採集船、曳船、遊覧船、ボートなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車 両 運 搬 具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等（ナンバープレートが「0、00～99及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）、構内運搬車、貨車、台車など ※自動車税、軽自動車税が課税されるものは申告不要です
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、椅子、応接セット、陳列ケース、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫、複写機、パソコン、電話及び通信機器、看板、金庫など

## (3) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備等の建築設備（家屋と一体になって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

### 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは、4ページの表を参考にしてください。

### 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

# 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等	工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯照明設備	屋外照明設備			◎		◎
		屋内照明設備		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	インターホン設備	インターホン機器			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	I T V設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類			◎		◎	
	上記以外の設備		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水設備	屋外設備、引込工事			◎		◎	
	上記以外の設備		○			◎	
給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器等）			◎		◎	
	中央式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用、洗面所用等）		○			◎	
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎	
	上記以外の設備		○			◎	
衛生設備	設備一式		○			◎	
換気設備	設備一式		○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
空調設備	エアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備			◎		◎	
	上記以外の設備		○			◎	
消火設備	消化器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
運搬設備	工場用ベルトコンベア			◎		◎	
	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等		○			◎	
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎	
	上記以外の設備		○			◎	
洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎	
	上記以外の設備		○			◎	
その他の設備等		冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、LAN設備、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事		工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎	

## 2 償却資産の申告について

### (1) 申告していただく方

賦課期日（1月1日）現在に償却資産を所有されている方です。次の方も、申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

エ 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方

オ 償却資産を共有されている方（各々の持ち分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で御申告ください。例：阿南太郎 外2名）

※ 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

### (2) 提出していただく書類

#### 初めて申告される方

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書		注意点
		増加資産・ 全資産用	減少資産用	
該当資産あり	○	○	×	種類別明細書には、市内に所在する全資産を記入してください。
該当資産なし	○	×	×	申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

#### 前年度以前に申告された方

申告区分	償却資産 申告書	種類別明細書		注意点
		増加資産・ 全資産用	減少資産用	
資産増減なし	○	○	×	申告書の備考欄に「資産増減なし」と記入してください。
増加資産あり	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加した資産を記入してください。
減少資産あり	○	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用）の減少した資産に横線を引き、種類別明細書（減少資産用）に減少した資産を記入してください。
増加資産及び 減少資産あり	○	○	○	種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加した資産を記入し、減少した資産に横線を引いてください。 種類別明細書（減少資産用）に減少した資産を記入してください。
廃業・解散等	○	×	×	申告書の備考欄に廃業・解散年月日等の必要事項を記入してください。

※その他、課税標準の特例、短縮耐用年数、増加償却が適用される資産については、それぞれ

当該事実を証明する書類、承認書、届出書の写し等を併せて御提出ください。

### (3) 申告の対象となる資産

賦課期日（1月1日）現在において事業を営む上で使用できる状態の資産です。次に掲げる資産も、申告の対象となります。

- ア 償却済資産（減価償却を終えた資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産
- ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- エ 未稼働資産（既に完成しているが、いまだ稼働していない資産）
- オ 簿外資産
- カ 改良費（資本的支出は新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- キ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても、個別に減価償却しているもの
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定の適用により即時償却したもの  
（例）中小企業等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
- ケ 家屋課税要件に該当しないハウス等（農業用ビニルハウスなど）

### (4) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形固定資産、繰延資産
- ウ 平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した償却資産で、
  - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入又は必要経費としているもの）
  - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- エ 売買扱いとするファイナンスリース取引に係るリース資産（法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定）で、所有者の取得価額が20万円未満のもの

### (5) リース資産について

リース資産は、原則としてリース会社が納税義務者となります。ただし、リース期間終了後、無償若しくは名目的な対価による譲渡、無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引、又は所有権留保付割賦販売の場合は、リース会社と借主が連帯納税義務者となります。これらの場合は、社会通念上、最終的所有者である借主が納税義務者となります。

### 3 税額等の算出方法について

#### (1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

##### 前年中に取得した資産の評価額の算出

$$\begin{aligned} & \text{取得価額} \quad \times \quad \text{「減価残存率表」のA欄の率} \\ (= & \text{取得価額} \quad \times \quad (1 - \text{減価率} / 2)) \end{aligned}$$

##### 前年前に取得した資産の評価額の算出

$$\begin{aligned} & \text{前年度評価額} \quad \times \quad \text{「減価残存率表」のB欄の率} \\ (= & \text{前年度評価額} \quad \times \quad (1 - \text{減価率})) \end{aligned}$$

#### 減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率	減価残存率	
		前年中取得の資産 A	前年前取得の資産 B			前年中取得の資産 A	前年前取得の資産 B			前年中取得の資産 A	前年前取得の資産 B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

#### (2) 課税標準額及び税額

ア 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

イ 評価額の最低限度額は、取得価額の100分の5に相当する額です。

ウ 地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第15条の2、同法附則第15条の3、同法附則第64条に規定する一定の要件を備えた課税標準の特例の適用を受ける償却資産は、適用後の額が課税標準額となります。

エ 償却資産の課税標準額の合計が**150万円未満**の場合は課税されません。

オ 土地・家屋・償却資産の各課税標準額（免税点未満の場合は含みません）を合計して1,000円未満を切り捨てた額に税率（100分の1.4）を乗じた額（100円未満を切り捨て）が税額となります。

## 4 国税との主な違い

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	固定資産税の取扱い
償却資産の基準日	事業年度(決算期)	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	一般の資産は、定率法(平成19年4月1日以降の取得資産については250%定率法)・定額法等の選択制度	一般の資産は、(旧)定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
改良費(資本的支出)	原則区分評価(一部合算も可)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分)
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外です
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外です
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	損金算入が可能	課税対象となります

## 5 調査協力をお願い

地方税法第353条及び第408条に基づき、提出いただきました申告に対して適正に課税されているかを確認するため、法人税申告の際に作成される減価償却資産明細書や固定資産台帳等の資料提出、実地調査をお願いすることがあります。また、地方税法第354条の2に基づき、国税資料(所得税又は法人税に関する書類)の閲覧を行うことがあります。

これらの調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することもあります。なお、申告のない場合や、実地調査を拒否された場合は、国税資料等を基に推計課税する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

### 御注意ください

正当な理由なく申告をしなかった場合、地方税法第386条及び阿南市税条例第75条の規定により過料を科され、また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により懲役又は罰金刑に処されることがあります。

## 償却資産 Q&A

### Q1 減価償却資産は税務署に申告をしているのに、市にも申告が必要なのですか？

A1 必要です。

固定資産税の課税客体把握のために申告が必要です。事業の用に供する構築物、機械等の減価償却資産は固定資産税の課税客体となりますが、土地・家屋と異なり不動産登記情報による把握ができませんので、毎年1月1日現在の償却資産の保有状況を申告していただくようになります。

### Q2 今まで申告書は送られてこなかったのに、今回初めて申告書が送られてきたのですが、なぜですか？

A2 市の調査の下に、申告が必要と思われる事業者で、まだ申告をいただいていない場合に、申告書をお送りしております。

なお、地方税法第383条の規定によると、償却資産の所有者は自ら申告を行うものとされています。

### Q3 耐用年数を経過し、減価償却可能限度額まで減価償却を終えた償却済資産でも、固定資産税は課されますか？

A3 課されます。

償却済の資産でも、事業の用に供することができる状態に置かれている限り、固定資産税は課されます。固定資産税の評価額の最低限度は、その取得価額又は改良費の価額の100分の5に相当する額です。

### Q4 1月1日現在、稼働を休止している資産に対して固定資産税は課されますか？

A4 課されます。

賦課期日現在一時的に稼働を停止していても、事業の用に供する目的で所有され、かつ、事業の用に供し得る状態にある資産に対しては、固定資産税が課されます。

なお、休業中であっても、資産の増減を把握するために申告は必要です。

### Q5 阿南市を船籍港とする船舶を所有していますが、他の市町村の港湾を本拠地としています。どちらに申告すればいいですか？

A5 船舶のような移動性又は可動性償却資産については、その主たる定けい場又は定置場所在の市町村を固定資産の所在市町村とします。「主たる定けい場」とは、船舶の発着地、入港回数、在泊時間の長短等から、船舶航行の本拠地と認定されるべき場所をいうものです。主たる定けい場が不明の場合は、定けい場所在の市町村で船籍港のあるものを主たる定けい場所在の市町村とみなします。

# 償却資産申告書の記入例

令和 4 年 1 月 6 日  
受付印

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあたっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

事業種目が複数ある場合は、主たる事業種目を記載してください。また、法人の場合は資本金又は出資金の金額を記載してください。

個人の方は事業を開始した年月を、法人にあたっては設立年月を記載してください。

申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載してください。税理士等が問合せ先となる場合は、7と同じ氏名を記載してください。

税務会計において国税局長の承認を受け、耐用年数を短縮している資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写を添付してください。

1 住所 (フリガナ) 住所 又は納税通知書送付先	774-0030 アナンシミカサウ マチ 阿南市富岡町トノ町12-3	3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	電話番号	4 事業種目 (資本金等の額)	( 百万円 )	9 増加償却の届出	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
2 氏名 (フリガナ) 氏名 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	税務商事株式会社 代表取締役 阿南 太郎 (印)	5 事業開始年月	年 月	10 非課税該当資産	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	(屋号)	6 この申告に 応答する者 の係及び 氏名	電話 ( )	11 課税標準の特例	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
		7 税理士等 の氏名	電話 ( )	12 特別償却又は圧縮記帳	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法 <input checked="" type="radio"/>
				14 青色申告	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

税務会計において税務署長に増加償却の届出をしている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、「有」に該当する場合は、「届出書」の写を添付してください。

非課税の資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

課税標準の特例を受ける資産の有無について該当する方を○で囲んでください。

資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ) - (ロ) + (ハ) (ニ)
1 構 築 物	7 000 000		2 500 000	9 500 000
2 機 械 及 び 装 置	6 200 300	200 000		6 000 300
3 船 舶	20 000 000	10 000 000		10 000 000
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具	1 500 000	1 500 000		
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1 440 650	100 000	150 000	1 490 650
7 合 計	36 140 950	11 800 000	2 650 000	26 990 950

15 市内における 事業所等資産の 所在地	(1) 富岡町トノ町12-3 (2) 橋町豊浜36-15 (3)
16 借 用 資 産 (有・無)	貸主の名称等 阿南リース(株) 電話 0878 (12) 3456 太陽リース(株) 電話 03 (3456) 7890
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 <input checked="" type="radio"/> (1) 借家 <input type="radio"/> (2)

税務会計における特別償却又は圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、固定資産税においてはこれらの取扱いは認められません。

阿南市内にある事業所等の資産所在地を記載してください。また、資産所在地が複数ある場合は、各々の資産所在地を記載し、主たる資産所在地に該当する番号を○で囲んでください。

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)
1 構 築 物			
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品			
7 合 計			

(イ)のうち、前年中(1月2日～1月1日)に減少した資産の取得価額を記載してください。

今回新たに申告いただく資産の取得価額を記載してください。申告漏れや、移動により受け入れた資産についても、(イ)ではなく(ハ)に記載してください。

記入する必要はありません。  
(電算処理により申告書を作成される場合は記入してください。)

18 備 考 (添 付 書 類 等)	下記の様な事項を記載してください。 ア 該当資産がない場合は「該当資産なし」 イ 資産増減がない場合は「資産増減なし」 ウ 廃業・解散等の場合は、その年月日 エ 住所、氏名等に異動があった場合は異動事由、異動年月日、旧住所、旧氏名 オ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名 カ 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等 キ 償却資産を共有されている場合は、所有者全員の住所、氏名 ク 課税標準の特例適用資産、増加償却等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称 ケ 船籍港が阿南市の船舶を他市町村に申告している場合は、申告先の市町村名 コ その他、この申告に必要な事項
-----------------------	---

借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記載してください。

事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。事業所用家屋がある場合は、「15市内における事業所等資産の所在地」の該当番号を記載してください。

# 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

- 資産の種類に記入する数字は、次のとおりです。
- 01 構築物
  - 02 機械及び装置
  - 03 船舶
  - 04 航空機
  - 05 車両及び運搬具
  - 06 工具、器具及び備品

資産名は30字以内にまとめて記入してください。

船舶については、トン数を記入してください。

昭和…3  
平成…4  
令和…5

資産の取得に要した荷造費、輸送費等の付帯費があればこれを加えて記入してください。  
なお、圧縮記帳は、固定資産税では認められておりませんので、圧縮額を含めた取得価額を記入してください。

印字されている価額及び課税標準額は賦課期日（1月1日）現在で仮計算したものです。

所有者名は必ず記入してください。

明細書の枚数を○枚のうち○枚目と記入してください。

摘要欄には、下記の様な当該資産に係る特記事項を記入してください。  
ア 増加償却の適用の表示  
イ 短縮耐用年数の適用の表示  
ウ 課税標準の特例適用の表示と適用条項  
エ 中古資産の見積耐用年数  
オ その他、当該資産の価格決定もに当たって必要な事項

減少資産がある場合は、該当する資産の行を横線で消してください。  
一部減少の場合は、数量と取得価額を修正してください。

船舶を所有されている場合は、船舶の種類を摘要欄に記入してください。  
また、阿南市に船籍がない船舶を申告される場合は、前年中の阿南市における入港回数を申告してください。

前年前に取得分で、申告漏れの資産がある場合は、申告漏れと記入してください。

資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。  
1 新品取得  
2 中古品取得  
3 異動による受入れ  
4 その他

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。

## 種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		1枚のうち	
行番号	資産の種類	総合資産コード	資産の名称等	数量又はトン数	取得年月			取得価額		耐用年数	(口) 減価残存率	(ハ) 価額	課税標準額の特例	増加事由	摘要
					年号	年	月	千円	円						
01	01	12345678	アスファルト舗装	1	3	63	5	7,000,000	0	10	0.794			1・2 3・4	
02	02	12345679	パワーショベル	1	4	1	7	5,800,300	6	0.681				1・2 3・4	
03	02	12345680	コンプレッサー	1	4	1	7	200,000 400,000	6	0.681				1・2 3・4	
04	03	12345681	○○○○丸	199	4	3	8	10,000,000	14	0.774				1・2 3・4	タンカー
05	03	12345682	△△△△丸	199	4	5	4	10,000,000	9	0.774				1・2 3・4	漁船
06	05	12345683	フォークリフト	1	4	5	2	1,500,000	4	0.562				1・2 3・4	
07	06	12345684	応接セット	1	3	63	6	1,110,500	5	0.631				1・2 3・4	
08	06	12345685	ターラ											1・2	
09	06	12345686	コピー機											1・2	
10	01		塀	1	4	31	5	2,500,000	15					1・2 3・4	申告漏れ
11	06		パソコン	1	5	3	10	150,000	4					1・2 3・4	
12														1・2 3・4	
19														1・2 3・4	
20				8				26999950						1・2 3・4	

前年中（1月2日から1月1日まで）に新たに取得した資産があれば、空欄に記入してください。

記入する必要はありません。  
(電算処理により申告書を作成される場合は記入してください。)

# 太陽光発電設備をお持ちの方 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

フェンス等の構築物も償却資産の課税対象となります。

資産名は30字以内にまとめて記入してください。  
**太陽光発電設備には、括弧書きで所在地を記入してください。**

年号には「4」もしくは「5」を記入してください。  
平成…4  
令和…5

蓄電装置、変電装置、送電設備を含めた金額を記入してください。  
なお、資産の取得に要した荷造費、輸送費等の付帯費があればこれを加えて記入してください。

所有者名は必ず記入してください。

明細書の枚数を○枚のうち○枚目と記入してください。

## 種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		1枚のうち				
行番号	資産の種類	総合資産コード	資産の名称等	数量又はトン数	取得年月			取得価額		耐用年数	(口)減価残存率	(ハ)価額	課税標準額の特例 率	コード	課税標準額	増加事由	1枚目	摘要
					年号	年	月	千円	円									
01	02	12345679	太陽光発電設備 (富岡町トノ町12番地4)	1	5	2	7	4,000,000	000	17					1-2 3-4	○	太陽光特例	
02	02	12345678	太陽光発電設備 (富岡町トノ町12番地3)	1	4	30	3	4,800,000	000	17					1-2 3-4	○	太陽光特例	
03	01	12345680	アスファルト舗装	1	4	30	3	500,000	000	10					1-2 3-4	○		
04	01	12345681	フェンス	1	5	3	7	250,000	000	10					1-2 3-4	○		
記入する必要はありません。 (電算処理により申告書を作成される場合は記入してください。)																		
				4				9,550,000										

資産の種類に記載する数字は、下記のとおりです。

01 構築物  
→アスファルト舗装やフェンス等は「01」を記入してください。

02 機械及び装置  
→太陽光発電設備は「02」を記入してください。

03 船舶  
04 航空機  
05 車両及び運搬具  
06 工具、器具及び備品

太陽光発電設備の耐用年数は**17年**です。  
その他の償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。

取得価額の合計額を記入してください。

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例を受けている場合、摘要欄に「**太陽光特例**」と記入してください。

資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。

- 新品取得
- 中古品取得
- 異動による受入れ
- その他

# 種類別明細書（減少資産用）の記入例

資産の種類に記載する数字は、下記のとおりです。  
 01 構築物  
 02 機械及び装置  
 03 船舶  
 04 航空機  
 05 車両及び運搬具  
 06 工具、器具及び備品

種類別明細書（増加資産・全資産用）に記載されている資産コードを記入してください。

昭和…3  
 平成…4  
 令和…5

減少した資産の取得価額を記入してください。  
 なお、資産の一部が減少した場合は減少分の取得価額を記入してください。

該当する減少事由等の番号を○で囲んでください。

所有者名は必ず記入してください。

明細書の枚数を○枚のうち○枚目と記入してください。

減少した資産の数量を記入してください。

令和 4 年度

13

所有者コード		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		枚のうち	
		税務商事株式会社										1枚		枚目	
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年	年	月				1 売却	2 減失	3 移動	4 その他	
01	02	12345680	コンプレッサー	1	4	1	7	200,000	6	令和4	1・2・ <b>③</b> ・4	1・ <b>②</b>	徳島市徳島支店へ資産移動		
02	03	12345681	○○○○丸	199	4	3	8	10,000,000	14	令和4	1・2・3・ <b>④</b>	<b>①</b> ・2	△△△町へ申告のため		
03	05	12345683	フォークリフト	1	4	5	2	500,000	4	令和4	<b>①</b> ・2・3・4	<b>①</b> ・2	税務建設へ売却		
04	06	12345685	クーラー	1	4	5	2	100,000	6	令和4	1・ <b>②</b> ・3・4	<b>①</b> ・2	故障のため廃棄		
05										令和4	1・2・3・4	1・2			
06										令和4	1・2・3・4	1・2			
07										令和4	1・2・3・4	1・2			
小計				4				11,800,000			令和4	1・2・3・4	1・2		

資産の全部が減少した場合は1を○で囲んでください。  
 資産の一部が減少した場合（例：エアコン2台のうち1台を廃棄）は2を○で囲んでください。

摘要欄には当該資産が減少した事由について具体的に記載してください。  
 1 売却の場合は売却先等  
 2 減失の場合は減失の理由等  
 3 移動の場合は移動先等  
 4 その他の場合は、上記1～3以外の事由による減少の具体的な内容を記載してください。

※減少資産の申告がない場合は、前年中に減少した資産があっても前年度の申告内容に基づいて課税いたします。

# 固定資産税（償却資産）の申告についてのお知らせ

## 1 太陽光発電設備を設置された方へ

固定資産税は、土地及び家屋のほか、償却資産（※事業用資産）が課税対象となります。遊休地や家屋の屋上スペース、屋根等に設置した太陽光発電設備（ソーラーパネル発電）は、この償却資産に該当し、個人で設置した場合も課税される場合があります。

課税される対象の場合、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに当市に申告が必要となります。

※事業用資産に該当する太陽光発電設備とは、個人で工場、商店、駐車場及びアパート経営などを営む方がその事業の用に供する太陽光発電設備や、電力の売買に供される太陽光発電設備、および法人が設置した太陽光発電設備などをさします。

### （1）課税対象について

設置者	設備の発電規模		
	10kW以上 （余剰売電・全量売電）	低圧かつ10kW未満 （余剰売電）	自家消費型
個人 （住宅用）	事業用資産となるため、 <b>課税対象</b> となります。	事業用資産とならないため、 <b>課税対象外</b> となります。	
個人 （事業用） 法人	事業用資産となるため、発電出力量や売電の有無にかかわらず、 <b>課税対象</b> となります。		

### （2）設備に係る固定資産税の評価区分について

設置方法	設備						
	パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等	フェンス
家屋に一体の建材(屋根材等)として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所に設置 （土地や家屋の要件を満たしていない構築物等）	償却	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋…家屋として評価されているため申告不要 償却…償却資産として申告の対象

### (3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

固定価格買取制度の認定を受けておらず、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された再生可能エネルギー発電設備は、取得した次年度から3年度分の固定資産税（償却資産）に限り、各年度の課税標準額が次の割合で軽減されます。

- ・発電出力が1000kW未満の太陽光発電・・・2/3
- ・発電出力が1000kW以上の太陽光発電・・・3/4

※特例を適用するために必要な書類（申告書とともに御提出ください。）

- ・一般社団法人・環境共創イニシアチブまたは、公益財団法人日本環境協会が発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し

## 2 経営力向上設備等に係る課税標準の特例を適用される方へ

中小企業等経営強化法により、中小企業者等が国の認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得された設備は、取得した次年度から3年度分の固定資産税（償却資産）に限り、各年度の課税標準額が1/2に軽減されます。

### (1) 特例対象者

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1000人以下の個人
- ・協同組合等

### (2) 特例対象設備

設備の種類	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内
工具	30万円以上	5年以内
器具及び備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内

※特例を適用するために必要な書類（申告書とともに御提出ください。）

- ・「経営力向上計画認定書」の写し
- ・「経営力向上計画認定申請書」の写し
- ・「工業会等による証明書」の写し

### 3 先端設備等に係る課税標準の特例を適用される方へ

生産性向上特別措置法の施行日（平成 30 年 6 月 6 日）から令和 5 年 3 月 31 日までの期間内に、中小企業者等が、市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の設備を新規取得した場合、取得した次年度から 3 年度分新規取得設備に係る固定資産税の課税標準額がゼロに軽減されます。

※特例を適用するために必要な書類（申告書とともに御提出ください。）

- ・「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し
- ・「先端設備等導入計画に係る認定について」の写し
- ・「工業会等による証明書」の写し
- ・「建築確認済証」及び「建物の見取り図」の写し(事業用家屋を取得した場合のみ)

※先端設備等の認定に関しましては、商工政策課が行います。御不明な点がございましたら商工政策課にお問い合わせください。（商工政策課 0884-22-3290）

## 業種別の主な償却資産

業種名	主な償却資産
各業種に共通する 償 却 資 産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
不 動 産 賃 貸 業	駐車場舗装、屋上看板、門、塀、外灯、緑化設備（植木等）、ネットフェンス、側溝、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管、自転車置場、近隣の電波障害対策用アンテナ、ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、インターホン等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、独立キャノピー等
医 療 業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用椅子等
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲 食 店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、ミシン等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
旅館、ホテル、 飲食店	ステレオ、ガスレンジ、洗濯設備、調光設備、厨房設備、放送設備、ボイラー、自動食器洗浄機、カラオケセット、楽器、ミラーボール等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
食 肉 販 売 業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
農 業	田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車等